

むつ市一般廃棄物収集運搬業務委託基準要綱

平成 21 年 1 月 30 日

むつ市告示第 4 号

(趣旨)

第 1 条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 6 条の 2 第 2 項の規定により、むつ市が一般廃棄物（し尿を除く。以下同じ。）の収集及び運搬を市以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「政令」という。）第 4 条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(委託する業務)

第 2 条 一般廃棄物の収集及び運搬を委託する業務及びその意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 第一類収集運搬業務 可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみのうち缶類の収集及び運搬を行う業務をいう。
- (2) 第二類収集運搬業務 有害ごみ並びに資源ごみのうち紙類、びん類、ペットボトル及び白色トレイの収集及び運搬を行う業務をいう。
- (3) 粗大ごみ収集運搬業務 粗大ごみの収集及び運搬を行う業務をいう。
- (4) 資源ごみ等分別運搬業務 資源ごみのうち紙類、びん類、ペットボトル及び白色トレイ並びに有害ごみの分別、運搬及びこれらに付帯する業務をいう。

(委託基準)

第 3 条 前条各号に掲げる業務を委託することができる者の基準は、次のとおりとする。

- (1) 受託業務を遂行するに足りる施設及び人員について、別表に定める基準を満たす者であること。
- (2) 受託業務を確実に遂行できる健全な財政的基礎を有すると認められる者であること。
- (3) 法第 6 条の 2 第 2 項の規定による市の一般廃棄物の収集及び運搬に係る業務を受託した実績を有する者又は法第 7 条に規定する市の一般廃棄物処理業許可業者にあつては、下北地域広域行政事務組合が設置する一般廃棄物等処理施設への定期的な搬入実績を有すると認められる者であること。

- (4) 一般廃棄物の収集及び運搬に係る 2 年以上の業務経験を有すると認められる者であること。
- (5) 市内に住所（法人にあっては、市内に本店、支店又は事業所）を有する者であること。
- (6) 事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条第 1 項に規定する事業協同組合をいう。）にあっては、市内に住所を有し、前各号に掲げる基準に適合する組合員を有すること。

（補則）

第 4 条 この要綱に定めるもののほか一般廃棄物の収集及び運搬の業務を委託する場合の基準に関し、必要な事項については、別に定める。

別表（第 3 条関係）

委託する業務	施設及び人員の基準（業務委託 1 区域当たり）
第一類収集運搬業務	<p>1 業務を遂行するに足りる施設 車体の形状が「塵芥車」であり、最大積載量が 2,000 キログラム以上の車両又は使用車種規制に適合する車両 1 台を有すること。</p> <p>2 業務を遂行するに足りる人員 運転手 1 名、収集作業員 1 名以上を配置できること。</p>
第二類収集運搬業務	<p>1 業務を遂行するに足りる施設 車体の形状が「キャブオーバ」又は「バン」であり、最大積載量が 2,000 キログラム以上の車両 1 台を有すること。</p> <p>2 業務を遂行するに足りる人員 運転手 1 名、収集作業員 1 名以上を配置できること。</p>
粗大ごみ収集運搬業務	<p>1 業務を遂行するに足りる施設 車体の形状が「キャブオーバ」、「ダンプ」又は「バン」であり、最大積載量が 2,000 キログラム以上の車両 1 台を有すること。</p> <p>2 業務を遂行するに足りる人員 運転手 1 名、収集作業員 1 名以上を配置できること。</p>

資源ごみ等分別運搬業務	<p>1 業務を遂行するに足りる施設 車体の形状が「キャブオーバ」であり、最大積載量が 2,000 キログラム以上の車両 1 台を有すること。</p> <p>2 業務を遂行するに足りる人員 運転手 1 名を配置できること。</p>
-------------	---

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 21 年 2 月 1 日前に、むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 6 年むつ市条例第 3 号）第 18 条の規定による一般廃棄物処理業の許可証の交付を受けた者については、第 3 条第 4 号の規定は適用しない。

附 則（平成 22 年 1 月 22 日告示第 2 号）

この要綱は、告示の日から施行する。